

監修

佐佐木信綱 新村
柳田國男 和辻哲郎 出

津田左右吉

吉利支丹文學集

下

新村 出
柊源一 校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

監修

佐佐木信綱 新村
柳田國男 和辻哲郎 出

津田左右吉

吉利支丹文學集

下

新村 出
柊源一 校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

日本古典全書第九十三回配本

「吉利支丹文學集」下

新村出

柘源一

校註

昭和三十五年一月十五月初版發行

印刷所 圖書印刷株式會社

發行所 朝日新聞社（東京都千代田

區有樂町・大阪市北區中之島・

小倉市砂津・名古屋市廣小路）

定價 三八〇圓

目次

どちらなきりしたん……………三

解説……………五

序言……………五

一、キリスト教教義書の歴史……………九

Ⅰ 第一期……………九

Ⅱ 第二期……………一二

Ⅲ 第三期……………一五

二、日本におけるドチリナ・キリシタンの成立……………一八

Ⅰ 聖フランシスコ・サヴィエルの教義書……………一九

Ⅱ その後の發展……………二二

三、ドチリナ・キリシタンの諸本……………二五

Ⅰ 刊年についての考察……………二五

Ⅱ 諸本の差異……………二八

1	内容について	三六
2	本語について	三〇
3	國語について	三三
四、	出版者後藤宗因	三六
五、	他の教義書との關係	三八
凡例		四二
本文		四五
序		四七
目録		四七
第一	きりしたんといふは何事ぞ といふ事。	四九
第二	きりしたんのしるしとなる 貴きくるすの事。	五〇
第三	ばあてるのすてるの事。	五三
第四	あべまりやの事。	七一
第五	さるべれじなの事。	七九
第六	けれどならびにひいですの	
第七	あるちこの事。	八二
第八	おの御おきて十のまんだめ んとすの事。	一〇五
第九	たつときあけれじやの御お きての事。	一二七
第十	七のものたる科の事。	一三七
第十一	さんたあけれじやの七のさ からめんとの事。	一四三
	此外きりしたんにあたる肝 要の条々。	一六九

イソボのハブラス……………一七五

解説	一七
----	----

序言	一七
----	----

一、イソポの傳記	一七
----------	----

I イソポの生涯	一九
----------	----

II イソポの祖國	一八
-----------	----

III イソポの時代	一八
------------	----

IV イソポの風貌	一八
-----------	----

二、イソポ物語	一八
---------	----

I 他の説話との交渉	一八
------------	----

II 寓話の起原	一八
----------	----

III イソポ物語の成立	一九
--------------	----

IV 寓話の文學的評價	一九
-------------	----

V 寓話の道德的價值	一九
------------	----

三、天草本イソポのハブラス	一九
---------------	----

I その成立の由來	一九
-----------	----

II 音韻と語法等について	二〇
---------------	----

四、國字本伊曾保物語の古活字版	二〇
-----------------	----

凡例

本文

イソボのハブラス	二五	イソボアテナスの人々に述べたる譬	二六三
讀誦の人へ對して書す	二六	への事	二六三
イソボが生涯の物語略	二七	鳶と、鳩の事	二六四
エジツトよりの不審の条々	二四三	狼と、豚の事	二六五
イソボ養子に教訓の条々	二四四	孔雀と、鳥の事	二六六
ネテナボ帝王イソボに御不審の条々	二四六	蠅と、蟻の事	二六六
イソボが作り物語の抜き書	二五一	獅子と、馬の事	二六八
狼と、羊の譬への事	二五一	馬と、驢馬の事	二六九
犬と、羊の事	二五三	鳥と、獸の事	二七〇
犬が肉を含んだ事	二五三	鹿の事	二七三
獅子と、犬と、狼と、豹との事	二五四	腹と、四肢六根の事	二七三
鶴と、狼の事	二五五	バストルと、狼の事	二七四
鼠の事	二五六	蟬と、蟻との事	二七五
鶯と、蝸牛の事	二五七	狼と、狐の事	二七六
鳥と、狐の事	二五八	鳩と、蟻の事	二七九
狗と、馬の事	二五九	イソボが作り物語の下巻	二八一
獅子と、鼠の事	二六〇	雞と、下女の事	二八一
燕と、諸鳥の事	二六一	二人の知音の事	二八三

梭欄と、竹の事。……………	二八三	山と、杣人の事。……………	三〇一
大海と、野人の事。……………	二八四	狐と、鼯の事。……………	三〇二
炭焼と、洗濯人の事。……………	二八五	龜と、鶯の事。……………	三〇三
病者と、醫師の事。……………	二八六	漁人の事。……………	三〇三
陣頭の貝吹きの事。……………	二八七	野牛の子と、狼の事。……………	三〇四
母と、子の事。……………	二八八	童の羊を飼うた事。……………	三〇五
雞と、大の事。……………	二八九	鶯と、鳥の事。……………	三〇六
獅子王と、熊との事。……………	二九〇	狐と、野牛の事。……………	三〇六
貪欲な者の事。……………	二九一	百姓と、子どもの事。……………	三〇七
驢馬と、狐の事。……………	二九二	尾長鳥と、孔雀の事。……………	三〇八
馬と、驢馬との事。……………	二九三	鹿と、子の事。……………	三〇九
二人同道して行く事。……………	二九四	片目な鹿の事。……………	三一〇
野牛と、狼の事。……………	二九五	鹿と、蒲萄の事。……………	三一〇
驢馬と、獅子の事。……………	二九六	蟹と、蛇の事。……………	三一〇
蜜造りの事。……………	二九六	女人と、大酒を飲む夫の事。……………	三一三
鳥と、鳩の事。……………	二九七	パストルの事。……………	三一四
蠅と、獅子王の事。……………	二九八	驢馬と、狐の事。……………	三一五
盗人と、犬の事。……………	二九九	狼と、子を持った女の事。……………	三一六
老いた犬の事。……………	三〇〇	蛙と、鼠の事。……………	三一七
蝮と、小刀の事。……………	三〇一	或る年寄った獅子王の事。……………	三一八

狐と、狼の事。……………	三九	獅子と、狐の事。……………	三一
老人の事。……………	三〇	イソポのハブラスの目録。……………	三三

附 録

〔I〕 本語對照表……………	三九
----------------	----

どちりなきりしたん……………	三九
----------------	----

イソポのハブラス……………	三六
---------------	----

〔II〕 吉利支丹版ローマ字假名對照表……………	三八
--------------------------	----

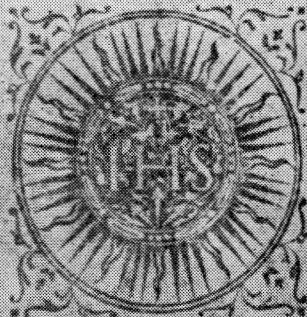
吉利支丹文學集

下

新 村
源
出 一

ど
ち
り
な
き
り
し
た
ん

DOCTRINA CHRISTAM.



神也の年千六百



耶穌の年千六百

耶穌の年千六百

耶穌の年千六百

AGASQVI EX OFFICINA
Gall. theae. his. typographi Societate TEST.
Cum Facultate Ordinarii, & Superiorum.
Anno. 1600.

解 說

序 言

吉利支丹版には宗教・文學・語學等にわたつて種々なものがあつたが、その刊行の最大の目的はやはり布教にあつたのであるから、「ドチリナ・キリシタン」(キリスト教教義書)は最も重要な出版物であつた。カトリック教會では、教義を十分に研究理解した上でないと洗禮を授けないから、當時も信徒となるには「ドチリナ・キリシタン」は必讀の書であり、吉利支丹版中もつともよく普及したものであつた。従つてその刊行にも力がそがれ、本集上巻の吉利支丹版一覽にもある通り、前後四回にわたつて出版せられてゐる。

本集に收めるローマのカサナテンセ文庫所藏、一六〇〇年(慶長五年)六月刊、國字本『どちりなきりしたん』は四種の類書のうち、最も後の出版になるものである。従つて一五九二年頃に刊行された二種を改訂増補したものであることはいふまでもなく、同じく一六〇〇年度の出版、水戸徳川家所藏ローマ字本

『ドチリナ・クリシタン』とは殆ど同文ながら、ローマ字本のわづかな誤りをも訂正してゐるから、四種のうちの代表的なものと言ひ得る。

本集にこれを収めたのは上述の理由と共に、吉利支丹文學、特に宗教關係のものの理解には、本書がその根柢となるべき重要な資料であると考へたために外ならない。なほカトリックの教義は、その根本については古今を通じて變らないものであるから、本書は現行の教義書たる『公教要理』と比較しても、その要點においては全く同一である。従つて本書を読むことは、歐米の思想・文學の大きな源泉となつてゐるカトリック教義を知る上にも役立つことと考へる。

なほ國字本としての本書は、殆ど同文である水戸徳川家藏ローマ字本と比較することによつて、國語學上にも貴重な資料である。

本書は恐らくは古くローマに送られ、カサナテンセ文庫に傳へられた。現在では天下唯一本であるが、元駐日英國公使アーネスト・サトウにより、『日本イエズス會刊行書志』において紹介せられた。美濃版五十五葉、扉紙は寫眞を以て示した。

以下の解説ではキリスト教教義書の歴史、日本における「ドチリナ・クリシタン」の成立、本書と類書との關係から出版者のことにも觸れることとする。宗教的な内容の解説は、本文を註と對照して讀めば、十分であると考へたので、これを省略した。

ドチリナ・クリシタンとはキリスト教の教義といふ意味である。現在ラテン語で「カテキスムス」、日本では「公教要理」（公教とはカトリック教の意）とよばれるものが、全世界のカトリック教會において用ひられてゐるが、これは未信者が洗禮を希望する場合、またはカトリック者の子弟で幼時に受洗した者が宗教的教育を受け得る年齢に達した場合、彼等を教育するために、教會の教義を體系的に組織し、多くは問答體の形で述べたものである。またこの教理の概要を、ポケットにも入れ得る小型の書物に要約したものをも『公教要理』とよんでゐる。『ドチリナ・クリシタン』は吉利支丹時代の『公教要理』に當るものである。カトリック教會では宗教を神に對する人の道であると定義してゐる。人が一生を通じて何を信じ、何を守り、また如何にして神の恩寵を受け得るか、これらを知ることなくしては、日々の生活に宗教を實踐することはできない。一日一日の營みのうちに神に奉仕し、社會、隣人、更には自分自身に對する義務を果すことが要求される。従つてあらかじめこれらについてできるだけ完全な教育を受け、神と教會との教を信ずることと、上述の義務を果すべきことを誓約して後、はじめて洗禮を受けることを許されるのである。また幼児の受洗の時は、代父母が幼児に代つて同様のことを誓ふが、適當な年齢に達すると、必要な宗教教育を受けることを、義務として課せられる。このやうな教育があつてこそ、宗教は人間を形成する骨髄となり、社會生活の基盤ともなり得るのである。

一五四九年、聖フランシスコ・サヴィエルの來朝以後、日本においてもこの種の教育が實施されたが、

それがやうやくにして形をととのへ、書物となつたものが「ドチリナ・キリシタン」である。日々の生活を規定する教が述べられてあるところから、當時の我が國の社會情勢を反映してあるところがすくなくない。

例へば婚姻の祕蹟の條に引かれてゐる如く、離婚の場合に男兒は夫に伴つて家に残り、女兒は母に従つて去る風習や、米を他國に移出することを禁ずる法令のあつたことが知られる。また教會の掟では日曜や祝日に勞働することが禁ぜられてゐるが、その除外例のうちに「陣に立ち合戦し、堀を掘り、築地をつき、城をこしらへ」たりすること等があげられてゐるのは、戰國の時代相をしのばせるものがある。

上の除外例で知られるやうに、教會の根本的な教義、十誠の如きものはいつの世にも不變であるが、その時世に應じて變更する定めもある。この點は柔軟性に富んでゐるが、母なる教會は、ただ修道院の奥深く祈禱に日を送つてゐる人たちだけのためのものでなく、俗世に在つてその日その日の糧のために働いてゐる人たちをも、そのいとし子として包容してゐるのであるから、このやうな態度は當然と言へよう。教會の初代から現代に至るまで、その時代の必要に應じて活動する各種の修道會が成立したが、その信條は古今東西を通じて變らず、しかも教會にたえず新しい血液を供給してゐる。本集に收めた『どちりなきりしたん』はイエズス會員によつて編纂せられ出版せられたものであるが、彼等に後れて來朝布教したドミニコ會やフランシスコ會の宣教師にも、何の支障もなく用ひられたのである。